

調査票様式

記入注記

調査項目の説明

6 従業者数

- (1) 「個人事業主及び無職家庭從業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族（ア）～（オ）のいずれかが従業者をいい、これを「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣労働者」等に記入してください。
- (2) 「常勤労働者」とは、次の（ア）～（エ）のいずれかが従業者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族（ア）～（オ）のいずれかが従業者をいいます。（ア）期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
- (イ) 日立又は1ヶ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- (ウ) 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱います。
- (エ) 豊富な従事員のうち、常時勤務している者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (オ) 事業主の家族のうち、常時勤務している者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- ① 「正社員、正職員等」には、雇用されている者を記入します。
- ② 「パート・アルバイト等」には、一般に「パートタイマー」、「アラバイト」、「解雇」又はそれに近い名前で呼ばれている者を記入してください。
- ③ 「出向・派遣労働者」には、他の企業から受け入れている出向者、及び人材派遣会社からの派遣者を記入してください。
- (3) 「臨時雇用者」には、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者を12月終との帳簿締切日現在で記入してください。
- 7 常用労働者毎月末現在数の合計
- 8 現金給与総額
- (1) 所得税、保険料、組合費などを差引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
- (2) 「常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」
- (ア) 労働契約、团体協約、賃与規則などによつて、あらかじめ定められている給与条件によってるものをおいします。
- (イ) 基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、運動手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた給手当、期末賞与などを記入してください。
- (ア) ただし、出向・派遣労働者に対する支払は除いてください。
- (3) 「その他の賞与額」
- 常用労働者のうち雇用者に対する退職慰留又は解雇预告手当、出向・派遣労働者に対する支払額、簡易手当等に対する給与、出向させている者に対する給与、出向などを記入してください。
- 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費
- (1) 「原材料使用額」
- (ア) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにもこの中间製品を製造加工のために購入した水などのうち、実際に使用した総使用額をいいます。
- (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらに自家発電所で使用した製品を販売する場合に、原材と組合して使われるものではありません。
- (ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたもの及び農業、林業、水産業、経営活動によって自家取扱したものとの使用額も市価に換算して記入してください。
- (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2) 「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所にまとめて記入してください。
- (ウ) 同じ企業に属する他の事業所へ引いてください。
- (3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- (4) 「委託生産費」とは、原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工を請け負った場合に支払う加工費をいいます。
- 10 固形固定資産
- 事業所が所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む。）を帳簿額によつて記入してください。
- (1) 「年初現在高」には、「土地を除く有形固定資産」（建物、機械、機器、
- 機器、器具、運送機、輸送機、地方道路橋の合計額（消費税率を除く内国消費税額）
- (2) 「修理料取入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。
- (3) 「船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航海機用原動機のオーバーホールなど、修理料取入額」としないでください。自己の所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費取入額」に記入してください。
- 11 酒税、たばこ税、揮管油税、地方道路橋の合計額（消費税率を除く内国消費税額）
- 新規ベースで記入してください。
- 12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
- 直輸出とは、事業者が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等の企業を経由して輸出したものは除きます。製造品出荷額に占める直輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。
- 13 主要原材料名
- 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製品及び附加加工品のうち、主なものにつれて記入してください。主なものを記入してください。購入又は支給された原材料と販売用の原材料を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を記入してください。
- 14 作業工程
- 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製品及び附加加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製品については、そのうちどの製法によつているか、また、機械によつているか、手作業によつているか、要点を明確に記入してください。
- 15 工業用油
- (1) 「ア」事業所敷地面積及び建築面積
- (ア) 事業所敷地面積には、事業所で使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入してください。ただし、敷地、住宅、宿泊施設などある敷地と、他の福利厚生施設などが併用している敷地が、明確に区別できる場合は併せて記入してください。
- (イ) 「イ」事業所敷地面積には、事業所が占有している敷地を除いてください。
- (2) 「工業用油水道」とは、事業所内で生産のために使用される用水（從業者の飲料水、雑用水を含む。）をいいます。
- (3) 「日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用油水道の総流量を営業日数で割ったものです。
- (4) 「イ」日当り用水量は、都道府県又は市町村によつて経営される工業用水道又は上水道（公用水道）、いわくなどにより、明確に区別できる場合は併せて記入してください。
- (5) 「ウ」日当り用送別用水量
- (ア) 「公用水道」とは、都道府県又は市町村によつて経営される工業用水道又は上水道から供給を受けける水の量を記入してください。
- (イ) 「工業用油水道」とは、飲用に適かない工业用用水を供給するものです。
- (ウ) 「井戸水」には、浅井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
- (エ) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さない「回収水」以外のものでの、河川水又は田舎から取水する水（海水）及び河川水又は田舎から取水する水（伏流水）や、農業用水源から採取する水を記入してください。
- (オ) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。
- (6) 「ウ」日当り用送別用水量
- (ア) 「ボイラ用油」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
- (イ) 「原床用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加して供給される水をいいます。
- (ウ) 「ガス床用水」とは、床水槽（水槽）内の水を循環させて使用している水をいいます。
- 16 備考欄
- (1) 「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。

秘

平成17年工業統計調査
工業調査票乙
(従業者29人以下の事業所用)

工業統計調査
指定期第10号

<input type="radio"/> 市町村番号	<input checked="" type="radio"/> 調査番号	◎ 事業所番号
上欄調査事業所番号 (アリガナ)		

この調査票は、
○記入に当たつては、各項目の説明を用いて、よく読みでください。
○欄は市町村、◎欄は市町村又は都道府県、□欄は都道府県、○欄は都道府県で記入してください。

1 事業所の名称及び所在地	電話()	局番	番号	9 製造品出荷額等			
(アリガナ)				(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくす、廃物も記入してください。 (2) 製造品には、原材料を販売して販売されたものも含まれます。 (3) 同じ企業の、他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めてください。 (4) 製造品名、販売単位名などの記入には、商品分類表を参照してください。 (5) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。			
〒(一) 都道府県	市区町村	丁目番地ビル	番号	ア 品目別製造品出荷額(年間) (消費税等内国消費税額を含む。)			
2 本社又は本店の名称及び所在地	電話()	局番	番号	イ 加工費収入額(年間) 加工費又は要請取扱に資する原物料又は製品に算入して販売して平成17年中に引き渡したものに対する加工費(消費税を含む。)			
1) 事業所の名称及び所在地と同一場合は、同じと記入してください。				(6) 製造品出荷額計 ★			
〒(一) 都道府県	市区町村	丁目番地ビル	番号	イ 加工費収入額(年間) 加工費又は要請取扱に資する原物料又は製品に算入して販売して平成17年中に引き渡したものに対する加工費(消費税を含む。)			
3 他事業所の有無	あてはまる番号一つにつけてください。						
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。							
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。							
3 工場が二つ以上ある。(上記1、2以外)							
4 経営組織	5 資本金額又は出資金額	11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く内国消費税額)(年間)					
(会社に限る。)(単位:万円)				(修理した品物の名称 (修理料額又は納付すべき金額(単位:万円))			
平成17年末現在の資本金額又は出資金額を記入してください。				(修理料額又は納付すべき金額(単位:万円))			
1 会社(株式、有限会社名)	2 組合・その他の法人	3 個人	4 常任労働者数(年未現在)(会社に限る。)常任労働者のうち雇用者は、は、他企業、専門会社等で現地に在籍する者を記入してください。	5 常任労働者	6 従業者数(年未現在)(会社に限る。)常任労働者のうち雇用者は、は、他企業、専門会社等で現地に在籍する者を記入してください。	7 現金給与総額(年間)/期末賞与、退職金等を含む。)(単位:万円)	8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間) (消費税を含む。)
①個人事業主及ぶ無業者	②正社員、正職員等	③パート、アルバイト等	④受入者	⑤計	⑥受向・派遣者	100000	10 9のア、イ、ウの合計金額 110000 ★
男	女					12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合(年間)	13 主要原材料名及び簡単な作業工程 (例に記入した製品の製造又は加工に 支給されたもの)ア 購入したものの無償 ウ 作業工程(例に記入した作業工程を記入してください。)
男女の合計を記入してください。→				14 14、15項は帳簿面額によって記入し、その面額が消費税込みか、抜きであるか、次のいずれかを○で印んでください。 小数点第2位まで記入してください。			
退職金を含む場合は、その旨、備考欄に記入してください。				15 有形固定資産(土地を除く)の場合は、この欄には記入せず、その旨、備考欄に記入してください。			
退職金を含む場合は、その旨、備考欄に記入してください。				(1) 有形固定資産(土地を除く)には建物、構築物、機械、装置、船舶、運搬具、耐久性工具、器具、備品などを帳簿面額で記入してください。 (2) 取得額(年1年以上の工具、備品など)は、企業の事業所から受け入れ、増改築、建設、販売等で購入する他の事業所から記入してください。 (3) 除却額(年1年以上の工具、備品など)は、企業の事業所へ引渡しなどによる販売等で販売する他の事業所へ記入してください。 (4) 減価償却額には、減耗、減少、同様に企業に属する財産を記入してください。 (5) 金額は帳簿面額によってください。			
8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間) (消費税を含む。)	9 年初現在高	10 土地	11 有形固定資産(土地を除く)	12 取得額(年間) 中古のもの 13 初期費用 14 末	15 申告者(代表者)の記名		
10 金額(単位:万円)	百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位	百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位	百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位 百億十億位 千百万位	本票の内容について回答できる人の職・氏名			
備考	○A	○B					

乙17年

經濟産業省 230-

乙17年

<input type="radio"/> 請	<input checked="" type="radio"/> 番	番

この調査票は、
統計法に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。
この調査票には、統計法第十八条号に基づく目的以外には使用されません。

この調査票は、
統計法第十八条号に基づく目的以外には使用されません。

平成17年（2005）

大 阪 の 工 業

平成19年3月発行
編集・発行 大阪府総務部統計課
大阪市中央区大手前2丁目
TEL(06)6941-0351 内線2338・2339

印 刷
TEL



総務部統計課 平成19年3月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目／TEL06(6941)0351 内線2338・2339
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>